

## 長久手市太陽光発電設備等共同購入支援事業仕様書

長久手市太陽光発電設備等共同購入支援事業（以下「本事業」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、建物屋上への太陽光発電設備及び定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「太陽光発電設備等」という。）の普及拡大を目的として実施する本事業について必要な事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

### 1 事業名

令和6年度長久手市太陽光発電設備等共同購入支援事業

### 2 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の改正や国の地球温暖化対策計画の改定など、地球温暖化を取り巻く状況が大きく変わり、日本の新たな温室効果ガス削減目標が示された。そのため、ゼロカーボンシティ宣言を行った本市の地域脱炭素をさらに加速させていく必要がある。

これらの背景をふまえ、本市と協定を締結した支援事業者が太陽光発電設備等の購入を希望する市民及び事業者（以下「購入希望者」という。）を募り、一括して発注することによるスケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備等の更なる普及拡大を図ることを目的とし、本事業を実施するものである。

### 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年3月31日までとする。

ただし、本市と締結する協定の有効期間が延長された場合は、その期間による。

### 4 事業の概要

#### (1) 事業の概要

本事業は、太陽光発電設備等の購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備等の普及拡大を図る事業である。

市は、市が有する広報媒体（市ウェブページ、市広報誌等）を活用し、本事業に関する広報等の支援を行う。

#### (2) 事業の流れ

本事業における、支援事業者及び太陽光発電設備等の工事施工事業者（以下「施工事業者」という。）が実施する内容は以下のとおりとする。

ア 本事業の支援事業者は、広告宣伝を行うことで購入希望者を募集する。

イ 支援事業者は、事前に設定した要件に基づき入札資格を付与した事業者に、設置予定戸数等の情報提供を行う。

ウ 支援事業者は入札資格を付与した事業者を対象として、太陽光発電設備等の設置費用に関して入札を実施することで、最も安価な価格を提示した施工事業者を決定する。

エ 支援事業者は施工事業者の決定後に、購入希望者に対し事前見積を提示する。

オ 支援事業者は施工事業者に対し、以下の内容を実施させるとともに、その他設置に必要な事項を行うものとする。

(ア) 現地・図面等の調査

(イ) 購入希望者に対する最終見積の提示

(ウ) 太陽光発電設備等の購入意思の確認

(エ) 工事完了期限までの各種申請及び太陽光発電設備等の設置

カ 支援事業者は施工事業者の工事が妥当なものか、状況調査等により施工管理を行う。

### (3) 事業の実施要件

ア 購入希望者の募集は、令和6年4月から9月頃までの間で任意の期間を設定し、実施すること。

イ 施工事業者の決定は、令和6年7月頃までに行うこと。

ウ 令和6年度のFIT 価格を適用するため、施工事業者に対し、中部電力パワーグリッド(株)が定める期限までの接続契約及び資源エネルギー庁が定める期限までの認定申請が行えるよう、購入希望者との売買契約の締結を完了するよう求めること。

エ 令和7年3月31日(月)までに、本事業に係る実績報告書を提出すること。なお、協定期間の延長があった場合は、全ての施工工事完了後、遅滞なく提出するものとする。

## 5 事業内容

支援事業者は、次の内容について実施すること。

### (1) 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任

ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。

イ 業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理に関する責任者を充てること。

ウ 支援事業者により選定された施工事業者及び太陽光発電設備等の購入希望者からの問合せや苦情対応を行う窓口(以下「コールセンター」という。)においては、各々の業務に応じた責任者を選任すること。

エ 実施体制図(市、支援事業者、施工事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの)を作成すること(任意様式)。

### (2) 事業実施スケジュールの作成

ア 事業実施スケジュール表を事業着手前までに作成し、提出すること。

イ 事業実施スケジュールは、令和6年度固定価格買取制度の認定を取得可能なスケジュールとすること。

ウ 事業実施スケジュールは、広告の開始から工事完了までの応募スケジュールについて記載すること。

### (3) 購入希望者へ提供する建物屋上への太陽光発電設備等のプラン作成

ア 「建物屋上への太陽光発電設備」と「定置用リチウムイオン蓄電システム(以下「蓄電池」という。)」を自由に組み合わせる(建物屋上への太陽光発電設備が既設の場合は、蓄電池単体での設置も可)ことができるようなプランを作成すること。

イ 購入希望者へ提供する建物屋上への太陽光発電設備等の種類、性能等を示したプランを作成すること。

ウ 購入希望者が選択しやすいよう、価格の低減等についてシンプルなプラン及び構成とすること。

エ 次の（ア）～（工）の内容によりプランを作成すること。

（ア） 建物屋上への太陽光発電設備においては、太陽光モジュールの公称最大出力合計値、又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか小さい方が10kW未満のものとする。また、蓄電池においては、1kWh以上17kWh未満のものとする。

（イ） 建物屋上への太陽光発電設備の設置箇所については、屋根への設置とし、コストアップにならないシステム構成とすること。

（ウ） 建物屋上への太陽光発電設備については、本市における気象条件や建築事情等を考慮の上、決定すること。

（エ） 蓄電池は、災害（停電）時に宅内給電へ切り換える機能を有するものとする。また、パワーコンディショナーは、単機能又はハイブリッドタイプとすること（既設太陽光発電設備において、ハイブリッドタイプのパワーコンディショナーに取り替える場合は、既設太陽光発電設備に影響を与えないよう逆流防止措置等を考慮すること。）。

オ プランについては、協定締結後、市と協議の上、最終決定すること。

#### (4) 広告・宣伝

支援事業者は、広告・宣伝の方法として以下のアからカにより実施すること。

ア 広告・宣伝計画を策定し、広告対象及び方法については、効果的なものを選択すること。

イ SNS やオンライン広告等を利用した宣伝広告を実施すること。

ウ 市広報紙及び地域情報誌等への広告掲載について、市と協議の上、決定すること。

エ 購入希望者募集期間中に購入希望者向け説明会（オンライン可）を実施すること。

オ 広報紙等への広告掲載に係る費用は、支援事業者の負担とすること。

カ 市が実施する広報依頼に協力すること。

#### (5) ホームページの構築及び運用等

ア 本事業に係る Web サイトの構築（PC 及びスマートフォンに対応したもの）、運用、メンテナンスを行うこと。

イ Web サイトを使用して購入希望者及び施工事業者の募集を行うこと。

ウ Web サイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。

エ Web サイトでは、市の許可を得た場合を除いて、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと。

オ Web サイトにおいては、どの広告媒体宣伝からアクセスしたかカウントできるよう構築することとし、アクセス状況について市に報告すること。

#### (6) 施工事業者の選定等

ア 建物屋上への太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置できる事業者を公募により選定するため、選定基準を作成の上、選定基準に基づき事業者の審査を行うこと。また、選定基準を満たした事業者による入札を行い、施工事業者を選定すること。

イ 入札価格については、施工費、電力会社や国に対する申請費用及びその他諸経費を含む

工事に係る一切の費用を含むものとする。

ウ 施工事業者の選定に当たっては、市内事業者が多く参入できるよう十分に配慮すること。

エ 施工事業者が設置する太陽光発電設備については、JETPVm 認証や TUV 認証又はそれと同等な認証を取得しており、固定価格買取制度を適用するための太陽光発電パネルの形式登録（A 登録）に登録されていること。

オ 施工事業者選定の入札に参加する事業者は、次の要件を満たすこと。

（ア） 支援事業者は、入札に参加できないものとする。

（イ） 財務状況が健全であること（支援事業者は、信用調査会社からレポートを取得すること等により確認すること。）。

（ウ） 施工事業者が建設業許可において電気工事業の許可を取得していること及び入札時においても営業停止処分を受けていないこと。なお、施工事業者が下請事業者を利用する場合も同様とする。

（エ） 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵担保責任に関する保険（生産物賠償責任保険等）に加入すること。

（オ） 施工期間中の工事に係る損害への保険（工事保険、請負業者賠償責任保険等）に加入すること。

（カ） 購入希望者が割賦販売による分割払いや、ローンを希望した場合に信販会社や銀行、その他金融機関を紹介できること。

（キ） 関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等）を遵守すること。

（ク） 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう、以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものではないこと。

カ 入札結果については、市へ報告を行い公表すること。

キ 選定された施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。

（ア） 契約当事者について

（イ） 委託内容について

（ウ） 手数料等を定める場合は、その扱いについて

（エ） 工事完了期限及び完了報告について

（オ） 個人情報保護について

（カ） 支援事業者と施工事業者間の契約不履行による解除又は解約の扱いについて

（キ） 善良なる管理者の注意義務について

（ク） 規定外事項について誠実に協議する旨について

（ケ） 裁判管轄について

（コ） 関係法令の遵守について

（サ） 支援事業者と施工事業者間の責任区分の明確化について

ク 施工事業者から、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難さ

れるべき関係を有しているものでない旨の誓約書を受領すること。

ケ 施工事業者には、機器の引き渡し時において、取扱（通常時・停電時）、保守点検・故障の際の対応、廃棄に関する説明を行わせること。

コ 購入希望者への手続き、工事の施工（施工後の被害に係るものを含む。）等、購入希望者募集後に係る一連の業務の実施に関しては、支援事業者又は施工事業者が責任を負うものとし、市は負わないものとする。

サ 購入希望者への手続き、工事の施工（施工後の被害に係るものを含む。）等、購入希望者募集後に係る一連の業務の実施に関し、購入希望者との間で苦情やトラブル等が発生した場合には、発生した日時、場所、内容等を記録した書面を施工事業者に提出させ、施工事業者とともに誠意を持って対応すること。

シ 苦情やトラブル等については、速やかに対応するとともに、市へ報告すること。

ス 施工事業者の入札金額を購入希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。

#### (7) 太陽光発電設備等の施工及び検査

ア 支援事業者は、建物屋上への太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置するため、落札事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。

イ 施工事業者には、業務の実施に当たって業務責任者を選任させること。

ウ 施工事業者には、工事を監理するものとして、次の（ア）から（工）の条件を満たす者を選任させること。

（ア） 建築業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること。

（イ） 建物屋上への太陽光発電設備の施工業務に従事した経験があること。

（ウ） 蓄電池等の知識を有すること。

（工） 業務の実施にあたり太陽光発電設備等の施工にかかる専門的な知見を有すること

エ 支援事業者は、施工事業者の工事について、第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。ただし、検査は抽出検査とする。

オ 第三者機関においては、次の（ア）から（ウ）の要件を満たすこと。

（ア） 建物屋上への太陽光発電設備について点検及び検査事業を行っているものであり、蓄電池等においても知識を有すること。

（イ） 施工事業者と資本関係にないこと。

（ウ） 検査者は、建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有するものを配置すること。

#### (8) 問合せ対応

ア 問合せ及び苦情へ対応するため、支援事業者においてコールセンターの設置及び運用を行うこと。

イ 問合せ及び苦情については全てコールセンターで対応すること。

ウ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 市に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。

カ コールセンター以外への問合せ及び苦情があった場合についても対応すること。

キ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する

立場として、業務の実施について専門的な知見を有するものを選任すること。

ク コールセンターで対応した問合せ及び苦情の日時、場所、内容等を記録し、市に報告するとともに、工事内容に関するものについては、施工事業者適切に対応させること。

#### (9) アンケート

ア 購入者を対象としたアンケート調査票の作成、回収、集計を行うこと。

イ アンケートの内容については、事前に市と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組を実施すること。

#### (10) リスク管理

ア 事業実施に伴うリスクについて、支援事業者の責に帰すべき事由により発生するリスクについては、支援事業者が責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。なお、施工事業者の責に帰すべき事由により発生するリスクについては、施工事業者が責任を負うこととし、支援事業者は施工事業者はその旨を説明するとともにリスクに対して未然防止を図り、適切に対応するよう指導すること。

イ 支援事業者は、購入希望者の募集開始前に、本事業において発生が想定されるリスク及びその対処方法について取りまとめた上で、市に提出すること。

### 6 施工事業者及び購入希望者の募集の広告等

(1) 支援事業者は、広告内容について市と協議して定めるものとする。また、広告に市の名称等を用いる場合は、必ずその都度、市の了解を得ること。

(2) 支援事業者は、広告用の資料等を市に提供し、市が行う広報に協力するものとする。

(3) 支援事業者は、本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申込があった場合は、原則として事前に市の了解を得るものとする。

### 7 実績報告書の提出等

支援事業者は、次のものについて取りまとめ、令和7年3月31日(月)までに、市に提出するものとする。なお、協定期間の延長があった場合は、全ての施工工事完了後、遅滞なく提出するものとする。

#### (1) 実績報告書

ア 購入希望者数及び契約数

イ 広報の実績

ウ アンケート集計結果

エ 工事完了報告等の事業の実施状況等

#### (2) チラシ等の広報に係る作成物及びその電子データ

### 8 その他

(1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに市に報告し、市と支援事業者が協議した上で決定する。

(2) 市から事業の進捗状況等について問い合わせがあった場合は、報告すること。

(3) 支援事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。

(4) 支援事業者は、購入希望者及び施工事業者募集の際に次の事項について明示すること。

ア 支援事業者は、市を代理する権限を有するものではないこと。

イ 市が支援事業者の資力・信用を保証するものではないこと。

- (5) 支援事業者は、本事業に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、事業実施期間中及び事業完了後を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、市に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。
- (6) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、市と協議した上で業務を進めること。